

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人坂元義雄の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。職権で調査するに、第一審判決には、日本住宅公団法三〇条、一九条を掲示しない違法があり、また原判決には、これを看過した違法があるが、いまだ刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年九月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一